

地域福祉計画について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

概要

位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定
- 行政計画であり、策定は自治事務。
- 「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。 (P6参照)

盛り込むべき内容

(市町村地域福祉計画)

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉計画)

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (P8～9参照)

策定手続き

- 事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。(社会福祉法第107条、第108条)

通知

○ 法に定める計画に盛り込むべき事項については、以下により通知。

<平成14年4月1日 社会・援護局長通知>

「地域福祉計画の策定について」

* 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)をまとめ、各都道府県知事に通知。

<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

* 災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を通知。

【内容】

1. 要援護者の把握に関する事項(要援護者の把握方法)
2. 要援護者情報共有に関する事項(①関係機関間の情報共有方法、②情報の更新)
3. 要援護者の支援に関する事項(①日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、②緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり)

策定状況

- 18年度末までの策定済み市町村は、3割(策定予定を含めると6割)で、特に町村部の策定が進んでいない。都道府県は8.5割が策定済み。7都道府県が策定未定。
- 策定委員に住民からの公募委員を募る、地区ごとに住民参加で計画を策定し市町村計画と連動させる等の手法がとられている。
- 策定が遅れている理由としては、①市町村合併と時期が重なった、②義務計画である介護保険事業計画、障害者計画等と策定時期が重なっていた(特に町村部では体制が確保できなかった)、③義務計画でない、④策定による補助金優遇等のメリットがない、策定しなくてもペナルティがない など (P13~14参照)

策定の効果

- 小地域活動のエリア、地域包括支援センターのエリア等各エリアの設定について調整することができた。
- 体制整備、拠点整備につながった。
- 庁内横断的な検討委員会の開催により関係各課の地域福祉や住民参加に関する理解が深まり、連携関係の基盤作りになった。
- 住民が地域の課題に気づき、住民が取り組む新たな活動やサービスが生まれた。

策定の課題

- 「相談、サービスを総合化する」「相談しやすい窓口にしていく」「住民の福祉活動を支援する」等が謳われているが、具体化方策については明示されていない計画も多い。
- 調査が実施されているものの、福祉活動に参加したいかといった意識調査が主で、具体的な生活課題の把握、分析が十分でないため、課題の解決方策を示すに至っていない。
- 住民の関心の高いひとり暮らしの安否確認等の高齢者関係の課題が中心で、孤立死や徘徊死、差別偏見等の深刻な問題、地域の少数者の問題を取上げているものは少ない。



今後の課題

地域の要支援者、とりわけ少数者の問題の把握と支援について明確に位置づけ取り組みを進める必要。

- 住民懇談会や意識調査の実施のみでは把握しにくい少数者の問題把握と支援を地域福祉計画に明確に位置づける必要。
 - ・ 当研究会により明らかになった地域の要支援者（地域から孤立したり排除される人々、自ら助けを求めようとしない人々等）の声なき声をくみあげる仕組み。
 - ・ 地域の要支援者を把握する仕組みづくりと要支援者の日常での生活変化を察知する見守りの仕組みづくり。
- これら地域の問題や要支援者の発見方策を国の支援策として提示。
 - 例）・実態調査やマップづくりの手法、具体例の収集と提供。
 - ・指針を通知。
- 要支援者を支援する住民福祉活動を自律性を損なわないよう支援する仕組みが必要。
 - ・ これら住民活動が機動的、即応的で、継続性の担保されたものとするため、住民活動の計画策定を推進し、その計画と財源がリンクする仕組みづくり。

参 考

- 地域福祉計画の位置づけ ……P 6
- 策定手続 ……P 7
- 盛り込むべき内容 ……P 8
- 他計画との関係 ……P11
- 国の支援策 ……P12
- 策定状況 ……P13
- 主な取り組み例 ……P15
- 計画の内容例 ……P16
- 沿革 ……P17
- 策定指針の概要 ……P21
- 社会福祉法(抜粋) ……P25
- 老人福祉法(抜粋) ……P26
- 介護保険法(抜粋) ……P26
- 障害者自立支援法(抜粋) ……P27

地域福祉計画の位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定。(第107条、第108条。規定の施行は平成15年4月)
 - * 地域福祉計画は、行政計画であり、地方公共団体が、地域住民の合意を形成して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むためのひとつの有力な手段として法定化。
- 策定は、地方自治体の自治事務。「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。
- 第107条、第108条において、事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。
- 厚生労働省では、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知。(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」平成14年4月1日社会・援護局長通知)

事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。

- 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第107条)
 - ・ 地域福祉推進のためには、地域住民や事業者、ボランティア団体等が、地域の実情に応じて限られた資源を有効に活用しつつ、その地域における福祉の水準をどのように設定していくかについて幅広い合意を形成することが必要であること。
 - ・ 地域住民や事業者、ボランティア団体等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めるべき責務が規定(第4条)されていること。⇒上記から、地域福祉計画策定において、住民参加が不可欠。
- 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。(第108条)

市町村地域福祉計画（第107条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 目標の提示(ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定)
- 目標達成のための戦略
 - ・ 相談支援体制の整備
 - ・ 必要なサービスを利用できる仕組みの確立
 - ・ サービスの評価等による利用者の選択の確保
 - ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- 利用者の権利擁護(適切なサービス利用を支援する仕組み)

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 多様なサービスの振興・参入促進及び公私協働の実現
- 福祉、保健、医療と生活関連他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- 住民等の関心喚起、意識の向上と主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

都道府県地域福祉支援計画（第108条）

次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定

1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

- 市町村や市町村が実施する広域事業に対する支援
- 管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
 - ・ サービスの質の評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・ 地域福祉権利擁護事業（平成19年度より日常生活自立支援事業）、苦情解決制度等の実施体制の確保

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」（平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告）より

○ 法に定める計画に盛り込むべき事項の詳細については、以下により通知。

<平成14年4月1日 社会・援護局長通知>

「地域福祉計画の策定について」

- * 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)をまとめ、各都道府県知事に通知。

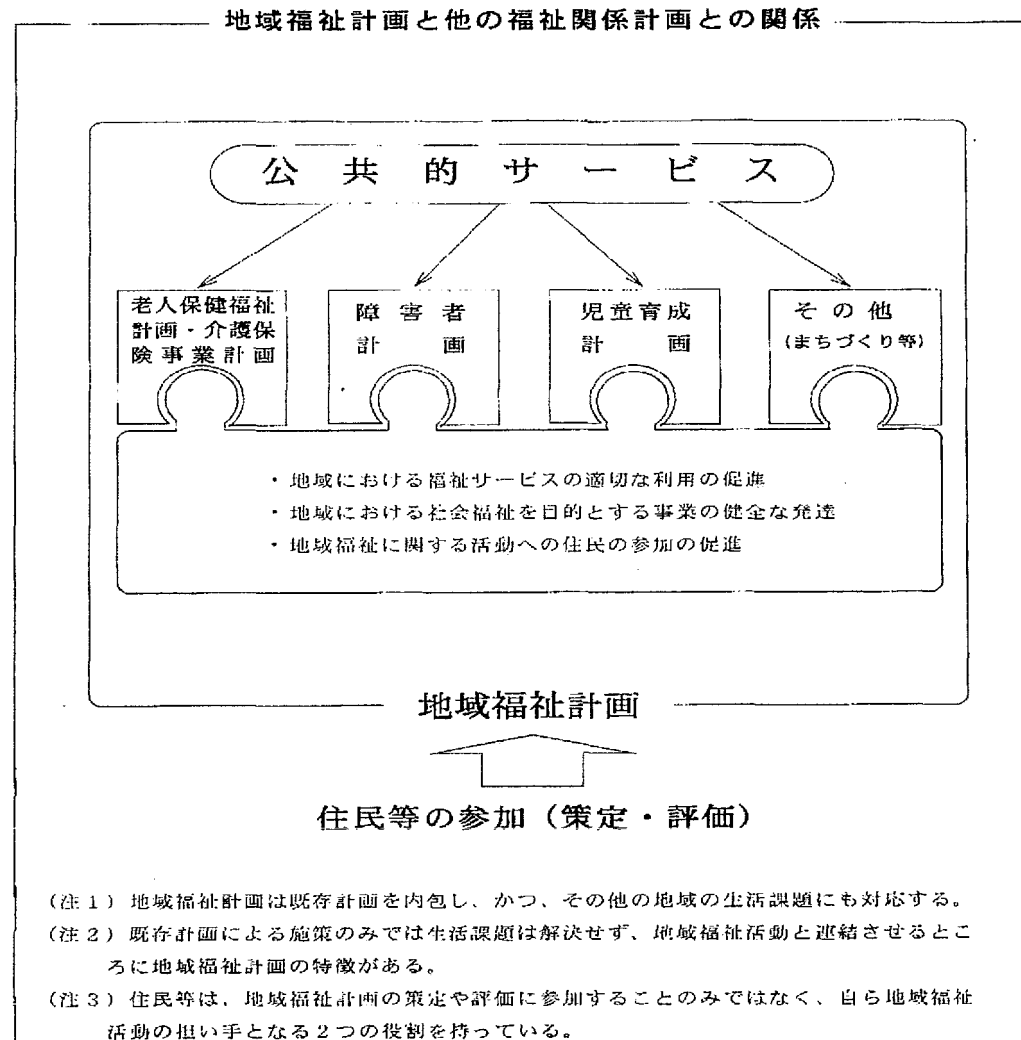
<平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

- * 災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む旨を各都道府県知事に通知。

他の計画との関係

- 老人福祉法、改正介護保険法、障害者自立支援法においては、地域福祉計画と介護保険事業計画、障害者計画との調和が保たれたものでなければならないことを規定。



「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)より

(1) 策定指針

都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知。(「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」平成14年4月1日社会・援護局長通知)

(2) モデル地域福祉計画の策定

住民座談会等住民参加の取り組みを積極的に行い、策定指針に沿った計画策定に本格的に取り組む市町村を15カ所選定しモデル計画を策定。平成15年度から16年度にかけて、その取り組みに係る定点会議の開催や情報発信等を実施。

(3) ホームページの開設による情報提供

地方自治体における地域福祉計画及び地域福祉支援計画策定に係る取組状況を広く共有することにより、各地方自治体の計画策定に資するよう、厚生労働省ホームページに地域福祉計画ホームページを開設している(随時更新)。

【平成19年10月1日現在 35府県207市6区19町3村の取組状況等を掲載】

(4) 各地方自治体への地域福祉計画に関連する情報の提供

各地方自治体の計画策定に資するよう、都道府県が市町村に提示した地域福祉計画策定ガイドラインや、市町村の住民の主体的参加を促すためのアイデア事例等を「地域福祉関係情報」として提供(随時提供)。

策定状況

- 18年度中の策定は、33.8%、(策定予定を含めると59.6%)
 - 市区部と町村部を比較すると町村部の策定が遅れている。
 - ・ 市区部は、48.9%(策定予定*1を含めると78.4%)
 - ・ 町村部には、22.3%(策定予定を含めると45.0%)
- *1 策定予定は、策定予定時期を明確にしている自治体

1 市町村地域福祉計画

	平成18年9月末迄に 策定が 終わっている	平成18年度 以内に策定が 終わる予定	平成19年度 以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
市区	283	109	237	629	173	802
	35.3%	13.6%	29.6%	78.4%	21.6%	100%
町村	139	92	236	467	571	1,038
	13.4%	8.9%	22.7%	45.0%	55.0%	100%
計	422	201	473	1,096	744	1,840
	22.9%	10.9%	25.7%	59.6%	40.4%	100%

2 都道府県地域福祉支援計画

	平成18年9月末迄に 策定が 終わっている	平成18年度 以内に策定が 終わる予定	平成19年度 以降に策定予定	策定と策定予定の合計	策定未定	計
	33	2	5	40	7	47
	70.2%	4.3%	10.6%	85.1%	14.9%	100%

平成18年10月1日現在

社会・援護局地域福祉課調べ